教育委員会名

福井県教育委員会

I 概要

1 選択したテーマ

| 1 選択したナーマ 「テーマ | 取組項目 | 選 |
|--|--|---|
| | - | 択 |
| ①人工呼吸な医療の管理を受けるでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個 | (ア) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、原則、保護者が医療的ケアを実施しないかつ学校における待機が不要な医療的ケ | 0 |
| | ア実施体制を構築するための研究 (イ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受 | |
| | け入れるに当たり、保護者と看護師・教員等との 役割を明確に分担し、保護者の負担軽減を図るた めの医療的ケア実施体制を構築するための研究 | |
| | (ウ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者から学校で医療的ケアを実施する看護師・教員等への引継ぎを短期間で安全に行える医療的ケア実施体制を構築するための研 | |
| | 究 (エ) 訪問教育を受けている児童生徒が通学籍として学 校に安全・安心に通学可能となることを目的とし て医療的ケア実施体制を構築するための研究 | |
| ②理的校ケるア等の医をは、大事ができるのでは、大事ができるができまり、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の | (ア) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等を策定するための研究 | 0 |
| | (イ) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するために、医療的ケアを実施する教員・ 看護師の役割分担及び協力体制等を考慮した研修 テキスト等を策定するための研究 | |
| ③地域や学校の施設・設備等の状況 を踏まえた医療的ケア連携体制に関 | (ア) 医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない学校を指定し、学校における医療的ケア実施体制を構築するための医療的ケア連携体制に関する研究 | |
| する研究 | (イ) 地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえ、医療的 ケアを実施する体制が十分に整備されていない教 育委員会・学校が医療的ケアの実施体制が整備され ている教育委員会等と連携し医療的ケア実施体制 を構築するための連携体制に関する研究 | |

2 研究の概要

全国的な傾向と同様に福井県においても、近年、医療技術の進歩等を背景として、酸素療法や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアを必要とする児童生徒が増加している。平成30年度より福井県では初めて人工呼吸器を使用する児童が特別支援学校に通学することになり、安心して教育を受けることができるよう、より安全な医療的ケアの実施体制の構築を進めている。

①について

高度な医療的ケア実施に対する看護師および教員の不安や、保護者の付添負担など課題があることから、医療的ケア指導医による巡回指導や、医療・福祉機関との連携による研修など、医療的ケア実施における支援体制を整えていく。

②について

高度な医療的ケアに対応するために、看護師や教員の相談体制の整備、実施マニュアルやチェックリストなどのケース毎の蓄積、緊急時の対応や卒業後を見据えた本人・保護者の支援体制の充実を目指していく。さらに、学校における課題を医療的ケア運営協議会等で検証し、医療的ケア実施ガイドラインを策定する。これらの取組を通して、県立特別支援学校のみならず福井県内の小・中・高等学校等においても、関係機関との連携のもと安全な医療的ケアを実施するための指針となるよう研究を進めていく。

3 研究の内容等

(背景·課題意識·提案理由)

福井県では、特別支援学校 10 校において医療的ケアを必要とする児童生徒が 59 名在籍(令和元年 5 月 1 日現在)している。そのうち通学している児童生徒は 41 名で、在宅や病院で訪問教育を受けている児童生徒は 18 名である。近年の医療技術の進歩等により高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が各学校において増加しているという傾向は、全国と同様である。

通学している児童生徒 41 名が在籍している特別支援学校のうち 9 校には、13 名の看護師を配置しているとともに、研修を修了した認定特定行為業務従事者である教員 23 名が看護師と連携しながら医療的ケアを行っている。

平成30年度より福井県では初めて人工呼吸器を使用する児童が特別支援学校に通学することになり、より安全な医療的ケアの実施体制が求められている。高度な医療的ケア実施に対する看護師や教員の不安や、保護者の付添負担などの課題解決に向けて、平成30年度より文部科学省の委託事業を受け、医療的ケア実施体制の充実に向けて取り組み、一定の成果を得ているが、医療的ケア指導医の活用システムや医療・福祉機関と連携した研究体制の定着のために、継続的に取り組んでいく必要がある。

(モデル校の選定理由)

酸素療法や人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを必要としている児童生徒が在籍し、関係機関との連携のもと定期的な指導・助言を必要としている特別支援学校を選定している。

(事業の目標)

高度な医療的ケアを必要とする児童生徒を受け入れるための校内支援体制の充実および 医療・福祉関係機関との連携の強化を図るとともに、県としての指針を医療的ケア実施ガイ ドラインにまとめることで、特別支援学校はもとより県内の小・中・高等学校における医療的ケア実施体制の充実に資する。

(研究仮説)

指導医など関係機関との定期的な連携を構築することで、校内支援体制が充実し、看護師および教員の専門性の向上や不安の軽減、また保護者の付添負担の軽減を図ることができる。

また、学校における課題を医療的ケア運営協議会等で検証し、医療的ケア実施ガイドラインにまとめることで、県立特別支援学校はもとより県内の小・中・高等学校等における安全な医療的ケアを実施するための指針を示すことができる。

(取組内容)

- ① 教育委員会としての取組
 - 〇医療的ケア指導医の委嘱
 - 〇看護師および教員対象の研修の開催
 - 〇看護師および管理職・教員、保護者への意識調査の実施
 - 〇医療的ケア運営協議会におけるモデル校の課題検証
 - 〇ガイドラインの策定

(人工呼吸器の管理、気管カニューレ抜去時の対応含む)

- 〇事業成果および取組事例の報告会、情報の共有
- ② モデル校における取組
 - 〇医療的ケア指導医の巡回訪問や医療的ケア校内委員会における指導・助言を受けて、高度な医療(人工呼吸器の管理、酸素療法等)に対応した チェックリストを作成するなど校内支援体制の充実に向けた取組を実施
 - 〇個別ケース会議において、保護者や学校・医療・福祉など関係機関による支援内容および役割の確認・調整をするなど関係機関との連携構築に 向けた取組実施

◆教育委員会としての取組

教育委員会としては、医療的ケア実施に関する指針をガイドラインにまとめることで、特別支援学校はもとより県内の小・中・高等学校における安全な医療的ケア実施体制の構築を目的として、以下のような取組を行った。

- 〇医療的ケア指導医の委嘱
- ○学校看護師および教員の専門性向上のための医療・看護・福祉機関等による研修開催
- 〇医療的ケア運営協議会におけるモデル校の課題検証およびガイドライン策定の検討

◆モデル校における取組

モデル校においては、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒を受け入れるための校内 支援体制の充実を図ることを目的として、以下のような取組を行った。

- 〇医療的ケア指導医等の巡回訪問、医療的ケア校内委員会における指導・助言
- 〇人工呼吸器や気管カニューレの管理等に対応した実施マニュアル及びチェックリス トの作成

- 〇医師、PT・OT、医療機器業者等による研修開催
- 〇個別ケース会議における保護者や学校、医療、福祉機関等の役割の確認・調整

(評価の観点及び評価の方法)

医療的ケア指導医など関係機関との定期的な連携(巡回訪問や個別ケース会議、研修等)により、高度な医療的ケア実施に対する学校看護師及び教員の専門性の向上や不安の軽減がどの程度図られたかを、医療的ケア担当者会や看護師・教員研修などにおいて関係者から意見を行った。また、保護者付添いの負担について、学校における医療的ケア実施状況と、保護者の付添いや待機の状況との相関関係を把握することで評価した。これら教育委員会とモデル校における取組の成果及び課題を、医療的ケア担当者会等で集約・分析したり、医療的ケア運営協議会等において検証したりした。

4 事業を通じて得られた主な成果

指導医による巡回指導および助言は、人工呼吸器管理等の高度な医療的ケアに対する学校 看護師や担当教員の知識向上とそれにともなう不安の解消が成果として考えられる。この知 識・経験の向上はさらに、引継ぎ等で必要としていた保護者付添の期間も短縮させることに 寄与し、保護者の負担軽減につながっている。

看護師・教員研修では、大学教授や専門家による講義を通じて、看護師と教員との連携の在り方や医療的ケアにおける安全配慮義務について理解を深めることができた。また、モデル校の学校看護師が人工呼吸器使用生徒の学校での活動を参観しながら、指導医による呼吸器使用についての実地研修を行った。まだ人工呼吸器使用児童生徒の受入れがない学校の看護師も参加しており、受入れ校での対象児の活動の様子を見ることで、受入れ後のことについての情報や課題を共有できたことは非常に大きな意義があった。

医療的ケア運営協議会では、「緊急時における対応と実施マニュアルの必要性」について 改めて検討がなされ、ケアの内容変更の有無に関わらず 1 年ごとの更新とすることなどが指 導医等から挙げられた。また、医療的ケアにおける特定行為が行える教員を増やすことが、 医療的ケア児の受入れ増加と保護者の安心を得られるものとして、特定行為研修の実施体制 についても各員からの意見が挙げられた。これらの助言・意見を集約し、医療的ケア実施マ ニュアルでは医療的ケアの体制モデルについても取りまとめていく。

5 課題と今後の方策

本事業における取組により、平成30年度から整備を進めてきた医療的ケアの実施体制について、さらなる継続を確固たるものにすべく、「学校看護師と教員との情報共有体制の確立」や「更なる医療・福祉機関等との連携の強化」を課題としていきたい。

次年度の取組としては、学校における体制づくりと、安全な医療的ケア実施に関する関係 教職員の専門性の向上をより図っていきながら、モデル校における好事例や課題を医療的ケ ア運営協議会で検証した上で、『医療的ケア実施ガイドライン』を策定し、特別支援学校は もとより小・中・高等学校における安全な医療的ケア実施のための指針としたい。